

平成29年3月8日
独立行政法人農畜産業振興機構

肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）の
直接交付方式に係る補填金単価（概算払）について
【平成29年1月分】

平成29年1月に肥育事業者が販売した交付対象牛に適用する肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱（平成28年3月25日付け27農畜機第5583号）第6の9及び附則10の概算払の補填金単価については、下記のとおりです。

なお、補填金単価の確定値については、平成29年5月上旬に公表する予定です。

記

肉専用種	交雑種	乳用種
—	—	68,300円

- 注1：平成26年度から、四半期の最終月以外に販売された交付対象牛について、肥育牛補填金の概算払を行うこととしています。概算払については、四半期の最終月の補填金交付と合わせて行います。
- 2：概算払は、配合飼料価格安定制度の当該四半期の補填金がないと仮定して計算した額より4,000円/頭を控除した額としています。ただし、控除した額が1,000円/頭未満の場合は概算払を行いません。
- 3：補填金交付額に見合う財源が不足する場合等、上記補填金単価を減額することがあります。

連絡先

畜産経営対策部 肉用牛肥育経営課
担当：井上、小笠原
電話：03-3583-8562

(参考1)

平成28年度 牛マルキン補填金算定基礎

【平成29年1月】

(単位：円/頭)

区 分	肉専用種	交雑種	乳用種
粗収益 (A)	1,266,844	759,703	440,080
生産コスト (B)	1,080,186	747,078	530,461
差額 (C) = (A) - (B)	186,658	12,625	△ 90,381
暫定補填金単価 (D) = (C) × 0.8	—	—	72,300
補填金単価 (概算払) (D) - 4,000	—	—	68,300

粗収益 (A) = ① + ②	1,266,844	759,703	440,080
主産物価格 ① = a × b	1,257,510	753,972	435,267
枝肉市場価格 (円/kg) a	2,510	1,514	987
枝肉重量 (kg) b	501	498	441
副産物価格 ②	9,334	5,731	4,813
生産コスト (B) = ⑤ + ⑥ + ⑦ + ⑧	1,080,186	747,078	530,461
物財費 ③	980,830	689,935	494,316
もと畜費	624,471	345,998	233,647
飼料費	291,909	301,108	228,877
流通飼料費	290,842	300,283	227,379
麦類	9,859	1,727	771
とうもろこし	9,958	355	551
ふすま	9,380	726	188
かす類	7,818	4,154	969
配合飼料 (暫定値)	205,867	259,498	199,217
稲わら	24,530	14,870	9,465
その他	23,430	18,953	16,218
牧草・放牧・採草費	1,067	825	1,498
敷料費	11,422	8,075	7,690
光熱水料及び動力費	9,281	7,395	5,434
その他の諸材料費	229	202	275
獣医師料及び医薬品費	7,438	3,951	2,630
賃借料及び料金	3,996	2,483	2,977
物件税及び公課諸負担	4,985	2,550	1,998
建物費	11,831	8,662	5,626
自動車費	5,150	2,971	1,576
農機具費	8,615	5,524	2,973
生産管理費	1,503	1,016	613
労働費 ④	74,943	41,570	24,380
家族	69,201	37,207	21,142
費用合計 ⑤ = ③ + ④	1,055,773	731,505	518,696
支払利子 ⑥	13,330	5,583	2,702
支払地代 ⑦	460	146	176
と畜経費 ⑧	10,623	9,844	8,887

注1：補填金単価は100円未満切り捨て。

2：平成26年度より、消費税抜きで算定。

(参考2)

主産物価格の内訳

【平成29年1月】

品種区分	枝肉取引区分	平均枝肉価格 (円/kg)	平均枝肉重量 (kg/頭)
肉専用種	28市場	2,491	504
	相対取引等	2,606	485
	計	2,510	501
交雑種	28市場	1,503	500
	相対取引等	1,541	492
	計	1,514	498
乳用種	28市場	973	448
	相対取引等	991	438
	計	987	441

注1 28市場とは、中央卸売市場10市場と指定市場18市場での取引から、地域算定に用いたデータを除外して算定。

2 相対取引等とは、次の道県における食肉センター等での取引である。

3 平成26年度から、消費税抜きで算定。

【肉専用種】

北海道、岩手県（日本短角種を除く）、秋田県、山形県、福島県、神奈川県、新潟県、岐阜県、滋賀県、奈良県、山口県、香川県、愛媛県、高知県

【交雑種】

北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、千葉県、神奈川県、新潟県、滋賀県、奈良県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県

【乳用種】

北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、千葉県、神奈川県、新潟県、滋賀県、奈良県、鳥取県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県